

## 船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月23日 00時00分ごろ
発生場所	山口県 <small>くだまつ</small> 下松市 <small>かさど</small> 笠戸島 <small>ひぶり</small> 火振岬南西方沖 火振岬灯台から真方位219° 2.8海里付近 (概位 北緯33° 53.6′ 東経131° 47.0′)
事故の概要	漁船 <small>あきよし</small> 明吉丸は、えい網しながら東進中、また、漁船はまゆう丸は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年11月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 明吉丸、4.9トン YG3-55819（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 はまゆう丸、4.4トン YG3-59035（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 不明 B 左舷船首部外板に割損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1 海象：波高 不明、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、底引き網をえい網しながら東進中、左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、西進中、A船と衝突した。
分析	A船は、えい網しながら東進中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、西進中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから十分な情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、A船がえい網しながら東進中、B船が西進中、両船が衝突したものと考えられる。